

西郷村の人口及世帯数
(51.3.1現在)

| | |
|-----|-------------|
| 世帯数 | 2,633(+12) |
| 人 口 | 11,813(+25) |
| 男 | 5,844(+8) |
| 女 | 5,969(+17) |

()内は前月比



発行所
西郷村役場
(電話 02482)
白河◎2121(代表)
編集発行
企画開発課
印刷所
ワタベ印刷所

昭和51年4月3日発行

発行日



早春の陽をいっぱいにあびて
農作業に精を出す農婦

近藤昌好氏 撮影

老人福祉センターオープン

お年寄りの憩いの場に

西郷村ではかねてから「老人のための明るい村づくり」を進めてきましたが、このほど村の発展につくされてきたお年寄りの方々にいくらかでもむくいようと老人福祉センターを新築しました。

主な施設は浴室はもちろんのこと、大広間、娯楽室、機能回復訓練室、健康相談室を備え、お年寄りの方々に、一日中お湯にひたりのんびり過していただけるようにしてあります。

二月十九・二十日の両日センター建設のためのびのびになつていた五十年年度の敬老会とこけらおとしをかねて七十才以上の老人を招待し、アトラクションなどをまじえ盛大に行ないました。

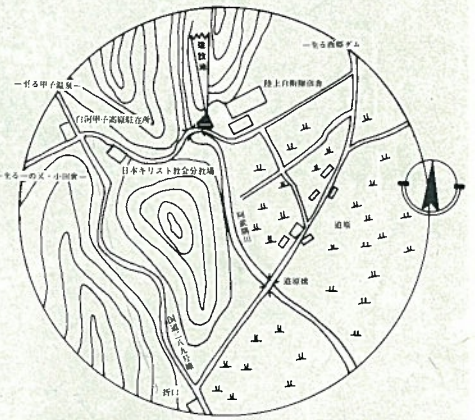
西郷村では七十才以上の老人は六百七十名おりますが、八十八才以上の方々は次の二十二名です。

| 番号 | 氏名 | 年齢 | 部落 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 高田さよ | 97 | 折口原 |
| 2 | 金沢サト | 93 | 米 |
| 3 | 高久田サワ | 93 | さつき荘 |
| 4 | 小松トメ | 93 | さつき荘 |
| 5 | 大高スキ | 92 | 柏野 |
| 6 | 関根カネ | 92 | 原中 |
| 7 | 根本クニ | 92 | さつき荘 |
| 8 | 仁平トメ | 91 | 谷地中 |
| 9 | 清水セン | 91 | やまぶき荘 |
| 10 | 牧田ミツ | 90 | 川谷 |
| 11 | 国分依次郎 | 90 | さつき荘 |
| 12 | 梨本クマ | 89 | 折口原 |
| 13 | 佐藤ツネ | 89 | 原中 |
| 14 | 大桃婦美 | 89 | 芝原 |
| 15 | 山本ヨテ | 89 | やまぶき荘 |
| 16 | 寺沼ミヨ | 89 | 米 |
| 17 | 小針クラ | 88 | 米 |
| 18 | 相山ナカ | 88 | 米 |
| 19 | 猪越ハツ | 88 | 真名子 |
| 20 | 小林カト | 88 | 追原 |
| 21 | 石田半五郎 | 88 | 上新田 |
| 22 | 石井コト | 88 | さつき荘 |

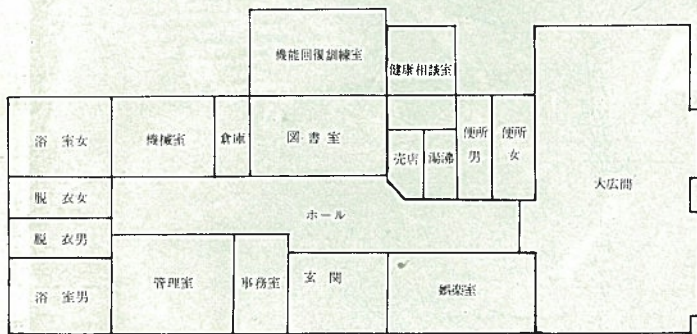
(昭和51年1月1日現在)



上：老人福祉センター全景
 中：昭和50年度敬老会
 右下：老人福祉センター案内図
 左下：老人福祉センター平面図



附近見取図



所在地 福島県西白河郡西郷村大字鶴生字狸久保1番の1
 (旧追原発電所跡地)

福島県知事選挙
 投票日は**4月18日**
 午前7時から
 午後6時
 最近住所変更した人の投票所について

選挙人名簿に登録されている人で、昭和五十年十二月十八日以降に県内に転出した人は旧住所地へ戻って投票するか、不在者投票をしてください。ただしこの際は転出先の市町村長の発行する、県内に引き続き住所を有する者であることの証明書を持参しないと投票できません。

「郵便で在宅投票ができます」

歩行が困難な人のために在宅のまま投票ができる制度が設けられました。これは郵便投票証明書を持つている人が、現在住んでいる場所、投票用紙に候補者氏名を書いて郵便投票証明書を持つことのできる資格は、身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に次のことが記載されている人

魔の交通事故

昭和50年中の事故分析

子供と老人を交通事故から守ろう

春の全国交通安全運動

4月5日～4月15日まで

四月五日から十五日までの十一日間にわたり、子どもと老人の事故防止、自動車利用者の事故防止、シートベルト着用の推進を運動の重点に展開されます。

毎日どこかで交通事故が起き、かがえのない命が失われ、被害者、加害者の区別なく、家庭を一瞬のうちに悲しみのどん底に突きおとします。

そこで、今回は昨年一年間の白河警察署管内の交通事故の分析を行なってみますので、よくこれらのことに注意し、救急車のサイレンを聞くことのない、楽しい毎日を過ごしましょう。

管内で
昨年19人も死者



昭和四十七年の七百十件を頂点に年ごとに減少の傾向にあります。

昭和五十年中に管内で起きた交通事故を分析すると次のようになります。

管内の交通事故は三年連続の減少になっているのに、管内では四十九年の二百六十七件、五十年の三

百七十七件と逆に増加傾向が現われ危険な方向にあります。

事故の関係者が管内住宅管内三百七十七件のうち管内住民が第一原因者になって起こした事故が七十三パーセントを占め、死者の七十三パーセント、負傷者においては八十パーセントも占めています。

国道四号線から県市町村道へ

事故の多発道路の国道四号線の六十六件に比べ、県道はなんと百六十二件、市町村道にあっても百一件、国道二八九号線も四十六件と、国道四号線から県市町村道に拡大していますので事故率・死亡率の高い道路での行動はとくに注意してほしいものです。

被害者は歩行者・自転車
三百七十七件のうち歩行者・自転車利用者が百四十五件も占め依然として被害が多いことです。交通事故には大概の場合相手がありその相手方にならない努力を歩行者、自転車に乗る人もしたいものです。

死亡事故十九件のうち子ども老人で八件も占めています。運転者は子ども、老人を見たら除行しましょう。
横断中に多い事故

管内市町村別の交通事故発生状況

| | 発生件数 | | | 死者数 | | | 傷者数 | | | | | |
|-----|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| | 昭48 | 昭49 | 昭50 | 昭48 | 昭49 | 昭50 | 昭48 | 昭49 | 昭50 | | | |
| 白河市 | 313 | 119 | 175 | 47.1 | 19 | 8 | 9 | 12.5 | 395 | 147 | 208 | 41.5 |
| 矢吹町 | 114 | 43 | 66 | 53.5 | 8 | 2 | 1 | 50.0 | 149 | 47 | 77 | 63.8 |
| 西郷村 | 94 | 43 | 58 | 34.9 | 6 | 1 | 3 | 200.0 | 146 | 53 | 80 | 50.9 |
| 泉崎村 | 36 | 19 | 19 | | 2 | 2 | 1 | 50.0 | 59 | 22 | 19 | 13.6 |
| 大信村 | 11 | 4 | 11 | 175.0 | 1 | | | | 18 | 5 | 13 | 160.0 |
| 東村 | 32 | 13 | 10 | 23.1 | | 3 | | | 46 | 16 | 13 | 18.7 |
| 中島村 | 24 | 12 | 16 | 33.7 | 1 | 1 | 2 | 100.0 | 30 | 13 | 20 | 53.8 |
| 長郷村 | 25 | 14 | 22 | 57.1 | 3 | 1 | 3 | 200.0 | 32 | 16 | 25 | 56.3 |
| 合計 | 649 | 267 | 377 | 41.2 | 40 | 18 | 19 | 5.6 | 875 | 319 | 455 | 42.6 |

注：過去3年間の市町村の区域内の事故である。

- ▽ 身体障害者
- ▽ 両下肢または体幹の障害にあつては一級または二級の人
- ▽ 心臓、じん臓または呼吸器の障害にあつては一級または三級の人
- ▽ 戦病病者
- ▽ 両下肢または体幹の障害にあつては特別項症から第二項症までの人
- ▽ 心臓、じん臓または呼吸器の障害にあつては特別項症から第三項症までの人

郵便投票証明書の

および交付
該当する人は村選挙管理委員会に対し、署名をした文書に身体障害者手帳または戦病病者手帳を添えて郵便投票証明書を請求し、交付を受けてください。

なお、請求の用紙等は村選挙管理委員会に備えてあります。詳しくは選挙管理委員会へ。

選挙当はやむを得ない用事や事故のため、他の市町村に旅行中か滞在中の人で不在者投票される方は必ず印かんをご持参下さい。

登校下校時に多く発生
事故の発生は朝の六時から八時、夕方の四時から六時にかけては一番多く発生しています。

交通事故の防止には村民一人一人の協力によつて初めてできるものです。交通ルールを守り村内から交通事故をなくしましょう。



西郷の鑄物師①

米部落には、「相山」あるいは、「早山」という姓を名のる家が多い。

言い伝えによれば、早山氏の始祖は鑄物師早山但馬守清次という人で、現在、米に住んでいる「相山」、「早山」姓の人々は、全てその末葉であると伝えられる。

『白河風土記』によれば但馬守は米住の鑄物師で、天平年間、彼が今だ万四郎と名のついていた頃のこと。

彼は古都、靈場を巡り、大仏で有名な南都(現奈良)東大寺に詣った。その時、彼は折良く、巨鐘供養の場に通らあわせたという。

鑄造は再三再四、くりかえされたのだが、完成せんとする間に、鐘は割れてしまった。それを見ていた万四郎は、鑄造法の不備について、職人たちと論じあった。その話はいつしか官吏の知るところとなり、彼は鑄冶の棟梁に命じられた。

その後、数多の苦節をへて巨鐘を完成させ、多くの褒賞を賜ったという。

また、厩町の頃の薄墨に曰く、「人王四十五代、聖武帝の御宇に橘の諸兄、公勅を承り、鐘を奈良へ移す双山但馬守清次という者、日本治人師の頭とす。その頃棟梁なり。勅許あるに依つて、国々所々、鑄冶の場所何方にても苦しからず。其上、海道諸荷物を遠い大切の事ゆえ、往來の砌は道の中行行く可き事まで、細々仰せ渡られ候事。子々孫々へは、今の高十八石の所成し下され候様、相守る可き事なり。」この他に「使御藏民部大丞」、「奥州白川米村双山家由緒」がのこされている。これが、早山家の由緒とされるもので、日本全土、いかなる所にもその業をなすことを許されている。

しかし、東大寺の巨鐘は言うまでもなく、天平勝宝四年(七六三)鑄造になる口径九尺一寸の無銘の大鐘であるが、そこには早山但馬守の作という証換は何も残されてはいない。(つづく)

西郷の民話

報恩 ④

鶴生 菊地 亀吉

(4)山 伏(その2)

山伏は、おいの中から、おぼつかない手つきでせい竹をとり出した。手のひらでそれをもみながら、ブツブツと、口中で経文を唱えはじめる。

しばらくのめいそうののち、おもむろに口を開いた。「御主人様は、何も御心配なさることはございませぬ。この裏山の頂にある樺の木に巣くう鷹の卵を娘さんにたべさせれば、たちどころに安産するであろう……という神のお告げです。」

佐吉の裏山の頂には確かに、数千年を経たとと思われる大きな樺の木があり、その頂上には、何百年も生き続けていると言われる大鷹が巣くっていました。ちょうど今は、雌鷹が卵をかかえているらしく、雄鷹が毎日エサを求めて、あちこちを飛びまわっていました。

(5)戦い 『焼野の鴉、夜の鶴、親を親わぬ子は有れど、子を慕わぬ親はなし……』と、昔から人は言いますが佐吉夫婦も同じこと。我が

れだけはお守り下さい。」と。

愛娘お初のために大鷹の卵をとり、食べさせ、少しでも楽にしてあげたい、という気持はあるのですが、卵をとるところか、あの樺の大木に登ることさえ不可能なことでした。

その話を薄暗い庭先で聞いていた佐一は、夫婦の前につかつかと進み出て言いました。「どうぞ、その事はこの佐一にお任せ下さい。」しかし、考えてみれば、裏山の五・六丈もある樺の大木の頂上まで登ることさえも至難の術であるのに、しかもその頂上に巣くう大鷹の卵をとってくるといふことは、なおさら、死地におもむくも同然のことです。

「佐一とても……その志はありがたいが……」と佐吉が幾度思い止まらせようとしても佐一の決心はかたく、意をひるがえしはしなかった。

佐一は言った。「お父さん、お母さん、誰一つ願ひ事がございます。どうか、私が鷹の卵をとり上げる姿だけは見ないで下さい。それだけはお守り下さい。」と。

佐一が裏戸にまわったとたんです。今まで陽の照っていた庭先に黒々とした雲がかかり、大粒の雨と共に電までもが天より降り、大きな雷が四方を震わせました。さながら、奈落にでもつき落されたような有様でした。佐吉たちは、しばらくの間、余りの恐しさのため、身をちぢこまらせ、ぶるぶると、すくんでいました。だが、先程の佐一の言葉が気になってなりません。怖いもの見たさに恐る恐る裏戸の節穴から外をのぞいたとたんです。佐吉は我を忘れ、言葉を失ってしまった。

たつた今、裏戸から出ていったはずの佐一の姿は、何処にもなく、はるかそばにある樺の大木の彼方には、この世のものとは思えぬ大蛇が、こけらをたてて、グネグネと、鷹の巢のある頂上をめざして、登ってゆくではありませんか。(つづく)

文化財調査委員会

からのお願ひ

『文化財は 私たちみんなのもの ふるさとを大切に』

川柳・俳句

課題「噂」 酔石選 人噂とぶだけに手腕のあ

るお人 教 恵 地振り切つてみても噂の

渦の中 秀 子 天穿婦の艶噂を撒いて通

りすぎ 秀 石 噂など蹴つて娘は現代

っ子 課題「色」 秀石選 人我を通す度に女の色あ

せる 朱の色に交わる弱い意

志に泣き 昭 子 天筆先が踊ってキャンバ

ス春の色 栄 子 野佛の造花替えたい色

のあ女 課題「節分」 終車バス鬼からぶ声に

ぶつつかり 須藤千代子 冬枯を一気に刷きて那

須おろし 大沢清二 朝日さすつらら鋭く地

に垂る 高木源次郎 雑 詠

高原やことに尾花のせ

わしけり 高野セイ 冬の海得て少年の歩み

出す 坂本桃晴 冬がすみ峰一つだけ見

ゆる朝 独古東仙

郷土史コーナー

西郷村史

第9回

大王と神話の時代

この時代の文化の流通は暗示的である。歴史が記述に処せられた前の一時期を古墳時代と呼んでいるが、この時代の異民族の渡来は多くのものを象徴している。前号に記した通り、部族社会は徐々に併合され、国家の体裁を作っていたのだが、この時代は群雄割拠する動乱期で、折からの文化の伝播、半島の支配などに、朝鮮などからの移住が多かったという。

現在発見されている文書あるいは遺物・遺溝ではとて、その時代の織細を古墳時代の発生は、様々な条件の中で満たされている。まず、十分な農業の発達。流通の拡大。権力者の発生。金属器の使用等である。それにも増して報われない階級が存在したというのである。「天の下知らず」高貴な統御者大王は諸豪族の連合という体制の中で大和を掌握できたのである。その臣とか連と呼ばれた内閣の豪族は、それより下の地方豪族に支えられ、地方豪族は労役民によって地方豪族になりえた。支配者達の財政上の基盤を、こうした階級に求めなければならなかった。こうした開発、維持、生産活動に相増して、婦化人の知識、技術は、支配権を拡大させ、生産力を向上させ、より強大な階級社会を作っていた。

階級社会の形成

← 国家の形成

かようなプロセスの中で仁徳、応神に代表される古墳時代は到来した。

戦前より、『魏志倭人伝』をめぐり、邪馬台国の所在大和政権の成立時について様々に論じられてきたのであるが、いまだ定説とと言えるものはない。

この文化創成の時代に、日中交渉などを通して、絶体権力者として成長し、朝鮮半島までその支配権を拡

蘭溪警備隊も遠からず金華へ引き返すらしい話で、私だけが金華野戦病院へ転勤ということであった。一緒に後送の任務に当たった衛生一等兵は、蘭溪へ帰ることになり、口には出さなかつたが、(病院勤務は、警備隊とは勝手が違うぞ)と目配りする顔を顔つきで、私の持ち物などは後から届けてくれることを話し、せわし気に帰途についた。病院勤務になつて、初めて経験することになったのは、重症患者病室の勤務であった。衰弱が目立つ病兵が六人ほど、寝起きが不如意の哀れな姿で床に臥していた。立つとフラフラするような、か弱い足どりで便所へ往復できる者が半数で残りは便器で用をたす者ばかりであったから、尻の世話が大きい仕事で、食事・服薬・検温(体温)・脈搏

調べ・洗い物など、保健衛生が重点であった警備隊の勤務とは比較にならない仕事であった。暑苦しい室内は、むつとする臭気が満ちていて時々窓から風を入れようとしても、沈澱しているような外気は動こうとしない。

私が最低階級の一つ星兵であったからか、重病兵にちは、気兼ねない口振りでもんな事でも言い付けてくれた。身動きも億劫な様子の患者ばかりだから、かゆ食をスプーンでやしなつて

回想録 陸軍衛生兵の思い出 (9)

佐藤兵治氏

やる者も二、三人いたのである。この看護は交替制であったが、先任の衛生兵たちは、私のような新歩兵の

増員に依存する考えは、毛頭なかつたと思うが、形式の勤務替え程度で、ほとんど私の仕事にまかせきりにしていた。階級のわずらわしさも避けられることであつたから、病室で患者を看護する時間に、心の拠りどころのないものを見いだし、徐々に仕事にも慣れるようになった。

病兵のうちに、素人の感でも容態が危い者が一人いたが、いつも天井の一部を虚ろな目付で見つめている。仰向きに寝ている腹部が異

状に大きく腫れ、やせ衰えて眼がくぼみ、顔を合わせると目に身を締められる感じが続いた。それでも意識はことのほかしつかりしていたから、気の毒な心境を慰めたい。私の心遣いを拒むような素振りを見せたりした。睡魔におそわれたような寝顔を見ると、憔悴しきつた面影からは、すでに飛び去つたものを感じ、それが異国の空に迷っているのではないかと、淋しい錯覚を起こすことがあつた。この患者に限って日に三

四回軍医が診ていた。患部に掌を当てて、首を振りながら、さすったり軽く押したりする。覆い物をまくつて傍に立ち、その端に手をかけて軍医の手の動きを見ていると、軽く試みる打診の音は濁り、光沢を帯びたその内部には、病巣が分散したかと思われる液体が充滿しているようである。

診察が終ると、先輩の衛生兵が注射にくる。ピカピカ光る方形の滅菌盤にのせてあるのは、リンゲル液を満たした大型の注射器と、別々の薬剤が入つた小型注射器が二本ほどであった。骨張つた患者の片腕に静脈注射をするには、種々の障害があるのを知っているらしく、皮下に血管が浮くのを

促し、堅くこぶしを握らせようとするが、衰弱しきつた体力ではむずかしい。固形物に触れるような感覚を双方の掌にうけながら、半ば開いているこぶしをしつかり押えてやる。

熟練した技術は、やつれた血管へ針先を刺した。静かに注入の逆流を試みると、リンゲル液の中に小さい合歓の花が開くかのように血が見える。先輩兵は徐々に注射器の圧を加え、吾々の代用血液を衰弱した体へ注ぐのにしばらくかかった。



水道課より 料金改正のお知らせ

水道につきましては、日頃ご愛顧を賜っておりますが、最近の物価高騰により維持経費がかさみ、現在の状況では維持出来ない現状にあります。

また、使用水量も年々多くなり、みなさまに充分な水を提供するのに水源を開発し、設備を整えるため多額の費用が必要になります。

- 家庭用 10立方メートルまで 六〇〇円
- 団体用 20立方メートルまで 一、二〇〇円
- 営業用 〃 二、二〇〇円
- 観賞用 10立方メートルまで 一、六〇〇円
- 車庫用 〃 六〇〇円
- 臨時用 1立方メートルにつき 八〇円

有線放送電話使用料金の改正のお知らせ

料金改正の理由

昭和四十二年業務開始以来九年を迎えた本施設は、今日まで本村の情報社会の形成に先進的役割を果たして来た訳であります。その間に、昭和四十九年狂乱物価のあおりを受け各種料金の値上改正が余儀なくされました。

昭和四十九年度を境として、歳出の面で大幅に伸びた人件費、そして石油問題等を初めとする各種要因に端を発して落ちつく事の知らない物件費の増は、料金改正によって財源確保を計ったが追いつけず、又歳入の面では、必要経費等

このような状況でございますので、どうしても料金を値上げせざるを得なくなり四月から左記のように改正することになりました。

諸般の事情で異論もございませうが、何分ともご理解いただきませうようお願い申し上げます。

改正料金は次のとおりです。

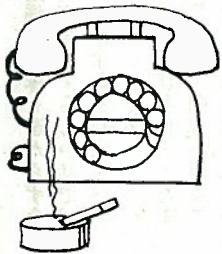
- 一立方につき 四五円
- 超過料金 五〇円
- 〃 五〇円
- 〃 五〇円
- 一八〇円
- 六〇〇円
- 六〇〇円
- 八〇円

に係る歳入源である基本料金と、接続手数料についてみると、基本料金、接続手数料共に横這い状態でありこれらが五十年間における本施設運営に重大な影響を与えております。

五十年間当初においては人件費、物件費等必要経費の支出増額から歳入不足が生じ、一般会計からの繰入を実施し歳入歳出の均衡を計ったが本施設の財政は極めて苦しく、ここに特別会計における利用者負担の原則に従い使用料金の再値上改正を実施し、財源の確保を計り、本施設を継続運営して、今後より一層の村、農協、各種団体等の知識情報提供、農業の推進、さらに村民の教育、文化、防災等生活面の向上に大きく貢献して行かなければならないものと確信致します。

基本料 九〇〇円
(改正前六〇〇円)

接続手数料
発信 二〇円
着信 十五円



農業委員会からのお知らせ

昭和51年 4月

西郷村農業委員会

昭和51年度農作業労賃協定表

| 作 業 名 | 区 分 | 単 位 | 協 定 額 | 摘 要 | |
|-------|---------|-------------|--------------------|-------------------|-------------|
| 人 | 一 般 作 業 | 人 | 2,800 ^円 | 賄1食付 男女同額とする。 | |
| | 田 植 | 人 | 3,500 | 賄2食付 | |
| | 水 田 除 草 | 人 | 3,500 | 〃 | |
| | 稲 刈 | 人 | 2,800 | 〃 | |
| 機 械 | 脱 穀 | 人 | 3,000 | 〃 | |
| | 水 田 耕 起 | 10a | 3,000 | 賄1食付 土地の条件により勘案する | |
| | 代 か き | 10a | 3,500 | 〃 田植可能まで。 | |
| | 田 植 | 10a | 4,000 | 〃 18箱を標準とする。 | |
| | 稲 | バイ ン ダ ー | 10a | 5,500 | 〃 結束資材持込共。 |
| | | ハ ー ベ ス タ ー | 10a | 5,000 | 〃 |
| | 刈 | コ ン バ イ ン | 10a | 13,000 | 〃 刈取脱穀乾燥まで。 |
| 畑 耕 起 | 10a | 3,000 | 〃 | | |

- 1、国場条件は基盤整備後の乾田を標準にする。
- 2、圃場条件等で特に勘案する必要がある場合は当事間で調整すること。
- 3、耕耘深度は15cmを標準とする。

○今年の農作業労賃協定額を上記のとおり決定しましたから、お互いに協定額を守りましょう。

共同作業（ユエ）の推進

地力増進対策として稲ワラを田に還元

農業機械の共同利用の推進

小学校入学おめでとう

入学前にはこれだけを

しろがねも黄金の玉も

なにせんに

まされる玉は

子にしかめやも

親の宝は子に勝るものはありません。その子が入学ともなれば、親、特に母親の子どもに対するしつけの問題や勉強のさせ方等、気をもむことは、このうえないと思います。特に初めて一年生になる子どもがいる家庭においては、なおのことです。

そのために字を教えたり数を数えさせたり、過度な要求をしてはいないでしょうか。そんなことより登校下校の交通ルールの問題、話し方、聞き方、用便のしつけなど就学前に身につけておかななくてはならないことが、たくさんあります。要は就学後、楽しく、喜んで学校生活ができる子どもにすることが大切です。

次に入学前に「是非」これだけは」ということを考えてみましょう。

がいやになる子がいるので。学校は楽しく勉強するところが子どもの将来に大きな意義をもつものです。

読み書きはどの位まで？

学校は楽しいところ
「さあ、一年生だよ。そんなことすると、先生にお

一字も知らなくてもいいのです。ただ、姓名だけははっきり言え、読んだり、



入学式でかたくなる一年坊主

こられるよ」。こんなことを言っている方はいませんか。

なんの気なしに言うことが、子どもに「学校は、おっかないところ」というイメージをあたえ、学校

書いたりできるようにしておきたいものです。ただし読み書きはむり強いはいりません。数についても、家庭でむりに教えこむ必要はありません。

しつけについて

「ハイ」の返事を明るく

はつきりできるようにしておきましょう。明るい返事は、その子どもの行動に強い影響をあたえるものです。次に衣服の始末も自分で

できるようにしておきましょう。学校では体育の時間は運動着に着換えます。給食の時はエプロン等をつけます。自分で着たり、脱いだりきちんと整頓できるようにしておきたいものです。

その他、用便の仕方、はきもの、持ち物の始末、好き嫌いをなくす。話ができる等もたいせつなことです。

交通のきまりを守る

通学路の歩行の安全をはかるため、横断歩道の渡り方、信号の見方、曲り道の歩き方、雨の日や風の日のかさのさし方などはしっかり教えておかななくてはならないことです。

以上のようなことは、学校生活を楽しいものにし、子どもたちが明日からの勉強に喜びと意欲をもってとり組む下地なのです。

最愛の子どもの幸せのために是非これだけは、やっしておいていただきたいものです。

四月から月千四百円に国民年金保険料改正

国民年金保険料は、四月からこれまでの千四百円になり、国が負担するから千四百円に改められます。

国民年金は年をとった

り、障害者となったり、あるいは母子世帯になつたときなどに、年金によって、加入者の生活の安定を図ることが目的です。そのために、一昨年、昨年と二年連続で物価スライドによる増額が行われ、合わせて四一・五%も年金額が増えました。このようなこともあつて

四月から保険料が千四百円になり、国が負担する分七百円と合わせて、一ヶ月の年金額は、二千二百円になります。国民年金制度が、健全に発展していくためにはこれからも引き上げを図らなければならぬと思われまます。将来のあなたの年金をよりよくするために、ぜひご協力ください。くわしいことは、住民課国民年金係にお問い合わせ下さい。

はがき20枚

無料進呈

重度の身体障害者（一級・二級）で同手帳をお持ちの満六才（昭和五十一年四月一日現在）以上の方に身体障害者福祉強調運動にちなむ郵便葉書を四月二十日以降一人につき二十枚差し上げます。

御希望の方は、上記手帳を持参のうえ郵便局に申し出て下さい。なお本人に代って代理の方の申し出、また郵便

詳しくは、郵便局、福祉事務所、役場住民課に問い合わせ下さい

（白河郵便局）西郷村役場住民課

税務署だより

税金を余分に

申告して

いませんか

昭和五十年分所得税の確定申告の受付は、三月十五日で終わりました。ところで、あなたの確定申告はまちがっていませんか。もしまちがいがありましたら次の手続が必要ですよ。

▽税金を余分に申告した場合

来年三月十五日までに「更正の請求」をすれば、税金が戻ります。

▽税金を少なく申告した場合

正しく計算しなおして、「修正申告書」を早めに提出しましょう。

▽確定申告を忘れていた場合

所轄の税務署で、早めに確定申告をすませましょう。申告書用紙や申告手続などについてのお尋ねは、最寄りの税務署税務相談室へどうぞ。

▽土地や建物を売ったとき

土地や建物を売ったとき、利益を譲渡所得といい、



これに対して税金がかかります。

譲渡所得は、譲渡代金から①取得費、仲介手数料や測量費などの譲渡費用を差し引いたものです。

譲渡所得の税金は①昭和四十三年以前から所有していた場合の「短期譲渡所得」とに分けて計算されます。税金はどのくらいかかるか



▽長期譲渡所得

特別控除(通常百万円)後の譲渡所得が二千万円以下の場合
所得税二〇%

▽短期譲渡所得

所得税最低四〇%
住民税最低一・二%相当額

特別控除後の「長期譲渡所得」が二千万円を超えた場合の税金の計算方法が変わりました。

詳しくは最寄りの税務署県税事務所、市町村税務課へどうぞ。

簡易保険で

みんなニコニコ

簡易保険が皆さまのくらしにとけこんで今年でちょうど六十年。皆さまの身近にあつて、いろいろな事故災害、お子さまの教育、老後の生活などの準備金として「明るいくらしづくり」にお手伝いしながら堅実に発展しております。

郵便局では簡易保険を多くの人々に理解していただくため一層の普及をはかるため一月から三月までの間「明るいくらしの設計」「簡易保険新加入運動」を展開して加入をよびかけております。

皆さまからお預りした保

除料は保険金や配当金として、お支払いするまでの間は地域社会のため、還元融資をして住みよい村づくり役立てております。

西郷村には、五十年度は折口原、下羽太公宮住宅、西郷第一中学校建設に保険積立金が融資され、西郷村の地域発展につくさせてい

この運動期間中、皆さまの家庭の保障と幸せのためお子さまの学資金確保のため、老後の生活を楽しく過ごすため、是非この機会に郵便局の簡易保険に加入しましょう。



〔白河郵便局〕

労働保険の

年度更新を

昭和五十一年度の労働保険(労災保険、雇用保険)の年度更新の時期がまいりました。四月初めに局、県

から送付される申告書用紙と記入要領をよくお読みください。

五月十五日までに自主申告、自主納付を最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督、又は県雇用保険課にされますようお願いいたします。

また、期日までに申告できるよう賃金台帳等を整備をておかれるようお願いいたします。

〔福島労働基準局〕
〔福島県商工労働部〕

感電事故

防止のお願い

去る二月一日、田村郡小野新町地内で、テレビアンテナ工事中、誤ってアンテナが電線に触れ、感電死亡すると言われたまじい事故が発生しました。こうした感電事故を防ぐため次のことを守って下さい。

- ◎アンテナ等を建てる時は周囲の電線に注意して接触しないようにしましょう。
- ◎アンテナが台風などで倒れても電線に接触しないよう十分に離して立てて下さい。
- ◎アンテナの支線は容易に切れないように太目の鉄線(針金)で取り付けて下さい。

支線は時々点検して腐蝕しているときは早目に取替えて下さい。

東北電力白河営業所
3-3131



五月一日は

商業統計

調査日です

この調査は二年に一回行なわれる商業の国勢調査ともいえるもので、今年が第13回目にあたります。

村内の卸・小売、飲食店を対象に行いますので、お忙しいところお手数ですが調査員が伺いましたら調査票の記入提出についてご協力下さい。

(西郷村役場
企画開発課)

